

よくあるご質問

受診券による特定健診について（2008.6.2）

1	受診券	転居して住所が変わった。自分で書き直してよいか？返送しないといけないのか？	（住所は、本人が自書するため）返送不要です。訂正してご利用ください。
2	受診券	会社勤めを始めて、被扶養者ではなくなった。受診券はどうしたらよいか？	受診券は、廃棄してください。 （被保険者証は必ず返却してください）
3	受診券	有効期限内に受診できなかった場合はどうしたらよいか？	年度毎に、あらためて受診券を送付いたします。
4	受診券	受診券を紛失した。	再発行いたします。氏名、生年月日、住所、被保険者番号を健保へご連絡下さい。
5	対象者	妊婦で対象とならないが、連絡する必要があるか？	とくにありません。（NECけんぽホームページから未受診理由をWeb申請していただければ、その後、諸連絡等が入ることはありません。）
6	対象者	年度中に、健保の加入者でなくなるが（任意継続期間が終了、被保険者が退職予定 等）	特定健診については、加入期間内であれば、受診していただいても構いません。特定保健指導は、その時点で中止となりますのでご承知おき下さい。
7	対象者	特定健診を受けないとどうなりますか？	特定健診は、加入者ご本人に受診を義務付けられたものではありませんが、受けない場合は、ご自身の健康状況の知り、生活習慣を見直す機会を逃してしまうこととなりますので、なるべく積極的な受診をお願いします。
8	対象者	特定健診の対象にならない者は何も健診を受けなくてよいのか？ （40歳未満の方）	今年から特定健診として義務付けられたのは今年度40歳以上になる方です。40歳未満の方は、任意で健診を受けていただくこととなります。NEC健保の人間ドックまたは婦人健診を受けることができます。（自己負担が発生します）
9	健診機関	受診できる医療機関が、近所がない。	スタート時点ではすべての市町村をカバーできていません。現在、各市町村国保が契約している医療機関で特定健診が利用できるように、厚労省が準備を進めていますが、都道府県により、準備状況はまちまちです。お住まいの市町村あるいは、従来利用されていた医療機関にお問合せいただくようお願いいたします。

10	健診機関	リストに掲載されている医療機関が少ない。今後増えるのか？	各市町村国保が契約している医療機関で特定健診が利用できるように、厚労省が準備を進めていますので、受診券が利用できる医療機関は今後増えてきます。 NECけんぽホームページで、随時、特定健診実施医療機関を最新の情報に更新しますので、ご利用下さるようお願いいたします。
11	健診機関	受診できる医療機関が遠方にしかない。交通費が発生するが。	交通費は自己負担とさせていただきます。
12	健診機関	予約が一杯で受診できない。予約を受け付けていないといわれた。	年度当初は、予約が取りにくい状況もあるとの情報が入ってきています。また、準備中のため、まだ予約を受け付けていない医療機関があるとの情報が入ってきています。受診券の有効期限は来年の3月末までありますので、少し時間を置いて、再度予約いただくようお願いいたします。
13	健診機関	医療機関名簿に掲載されていない医療機関で受診券で特定健診の受診ができるといわれた。	①健保組合の加入者であること②当日、受診券を持参すれば受け付けてもらえるかを、確認したうえで受診してください。受診券を使用する場合は、請求は自動的に処置されますので、自己負担はしないで下さい。
14	健診結果	特定健診を受けた結果は、健保から連絡があるのか？	健診を受けた1～2ヶ月後くらいに、ご本人に健診結果とそれに合った生活習慣の改善に関する情報が健診実施機関から届きます。
15	健診結果	パート、アルバイト先で健診を受けた。	40歳以上の方については、事業主健診を受診しますと法定の特定健診を受診したこととなりますので、改めて特定健診を受ける必要はありません。健診結果を入手されましたら、写しを健保にお送り下さるようご協力をお願いいたします。
16	住民健診	がん検診等の特定健診以外の健診はどこで受けるのか？	特定健診以外の健診であるがん検診等は、従来通り自治体が住民を対象に行なうため自治体で受診できます。詳細はお住まいの市町村にご確認ください。なお、受診券は特定健診以外の健診には使用できません。
17	受診費用	特定健診項目以外の検査をオプションとして受けたいが。	受診券では、特定健診項目以外は受診できません。特定健診項目以外の健診を受診されたい場合は、個人でのお申し込みとなり、費用は自己負担となります。
18	保健指導	保健指導は、いつ頃、どこで受けるのですか？	特定健診を受診されると、健診結果が健診実施機関からお手元に届きます。健診結果は健保にも送付されてきますので、健保はこの結果に基づいて、保健指導の必要度を検討します。保健指導を受けていただく対象となった方には、具体的に健保からご連絡いたします。